

# じょうかそう 浄化槽を利用される皆さまへ

浄化槽は、微生物の働きで生活排水をきれいにする設備です。浄化槽を所有・使用している方（浄化槽管理者）には、「保守点検」「清掃」「定期検査」の3つが義務づけられています。浄化槽は適切に管理されないと、においや排水路の汚れなどが発生し、ご近所とトラブルになることもあります。浄化槽のことを正しく理解して、適切に維持管理してください。

## 1

### 維持管理

まずは保守点検を  
依頼してください！

- ・浄化槽とブロワの点検、修理、汚泥の調整、微生物の管理、消毒剤の補充など
- ・年に3～4回（処理方式により異なる）

堺市の保守点検登録業者へ依頼



堺市浄化槽保守点検業者

ほしゅてんけん  
保守点検

- ・浄化槽内にたまった汚泥の引き抜き
- ・汚泥がたまると悪臭の原因になる
- ・年1回以上（処理方式により異なる）

堺市の許可清掃業者へ依頼



堺市許可清掃業者

せいそう  
清掃

（注）保守点検、清掃の費用は有料です。必ず業者に金額、条件等を確認のうえ依頼してください。

- ・浄化槽が十分に機能しているかの検査  
（保守点検や清掃の状況を確認、処理した水の検査など）
- ・費用：5,000円（11人槽以上は大きさにより異なる）

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会（TEL：072-257-3531）へ申込み



大阪府環境水質指導協会

ていきけんさ  
定期検査（11条検査）

## 2

### 保健所への届出

管理者の変更、浄化槽の使用開始、廃止などの場合は届出が必要です。

電子申請システム、電子メール、郵送などで届出ができます。

詳しくは、堺市ホームページをご覧ください。

堺市 浄化槽届出書



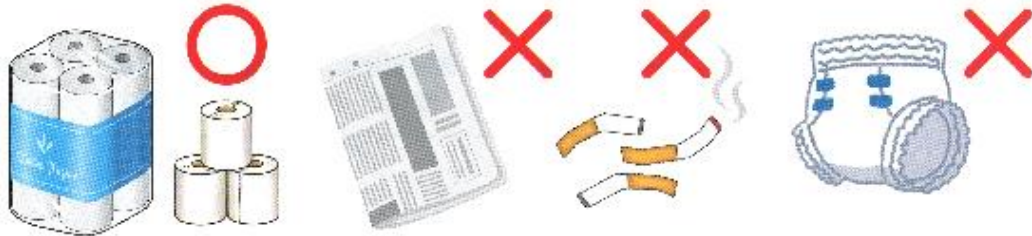
#### 【届出が必要な場合】

- ・売買等により管理者が変更された場合  浄化槽管理者変更報告書（新しい管理者が届出）
- ・新しい浄化槽を設置した場合  浄化槽使用開始報告書
- ・下水道への接続、建物解体等により浄化槽を撤去した場合  浄化槽使用廃止届出書
- ・空き家等で当面使用しない場合  浄化槽使用休止届出書（再開したら再開届が必要）

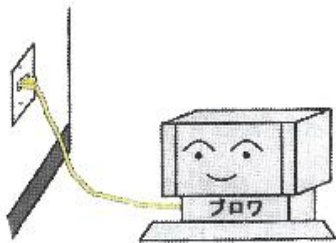
### 3 浄化槽の正しい使い方

浄化槽は水を浄化してくれる微生物が「いのち」、日頃の使い方が大切です。

▼トイレでは、トイレットペーパー以外は流さない



▼コンセントは抜かない



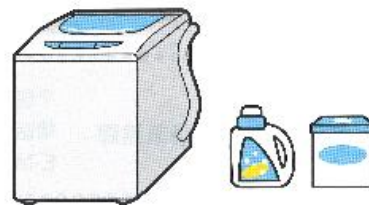
▼トイレの清掃には、浄化槽に対応している洗剤を選んで適量を使う



▼台所では、油や調理くずは流さない



▼洗剤は、多量に使わず適量を使う



### 4 公共下水道への接続について

建物が下水道に接続できる区域にある場合は、リフォームなどの工事の機会に、下水道への接続工事もあわせて行いましょう。

工事は堺市指定排水設備工事業者に依頼してください。  
指定排水設備工事業者の一覧は上下水道局のホームページに掲載しています。  
(堺市上下水道局 HP→利用者の方へ→指定工事業業者一覧)



堺市保健所 環境薬務課

〒590-0111 堺市堺区南瓦町3番1号  
(市役所本館6階)  
電話：072-222-9940 FAX：072-222-9876